

岐阜県域の農林業教育機関の連携に関する覚書

岐阜県農業大学校、岐阜県立森林文化アカデミー、岐阜県立国際園芸アカデミー、岐阜県内農業関係高等学校と国立大学法人岐阜大学応用生物科学部(以下「連携機関」という。)は、農林業教育を取り巻く環境の変化に対応するため、「岐阜県と国立大学法人岐阜大学との連携に関する協定」に基づき、それぞれの教育理念と目標を尊重しつつ、従事者から指導者及び研究者まで、岐阜県内で幅広い農林業(畜産業などを含む。)者の育成を目的として連携していくことに関して、以下のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 連携機関は、岐阜大学を基幹とする「岐阜県域農林業教育システム」のフレームのもとに連携を深め、様々なノウハウ・技術等を相互に補完しながら教育活動を行う。これにより、優れた農林業人材を育成し、岐阜県域の農林業振興に貢献することを目的とする。

(連携・協力内容)

第2条 連携機関が持つ教育上の特長を生かし、次に掲げる事項について、それぞれの業務に支障が生じない範囲において、相互に連携・協力するものとする。

- 一 相互乗り入れ授業及び出前講義の実施
- 二 農林業に関するシンポジウム等の実施
- 三 ニュースレター発行等の広報活動
- 四 農林業から派生する環境・文化活動
- 五 その他、岐阜県域の農林業振興に関すること

(連携協力会議)

第3条 連携機関は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協力会議を設置し、連携・協力の具体的な内容等必要な事項を協議するものとする。

2 連携協力会議に必要な事項は別に定める。

(有効期間)

第4条 本覚書の有効期間は、施行の日から4年間とする。ただし、有効期間満了の日から2か月前までに連携機関のいずれからも異議の申し立てがない場合には、4年間更新するものとし、以後同様とする。

なお、「岐阜県と国立大学法人岐阜大学との連携に関する協定」が効力を失った場合には、本覚書も同時に効力を失うものとする。

(その他)

第5条 この覚書に定めるもののほか、本覚書の運用に関し疑義が生じた場合は、連携協力会議の議を経て定める。

本覚書の締結を証するため、本書を5通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成22年4月1日から施行する。

平成21年9月4日

国立大学法人 岐阜大学
応用生物科学部長

小見山章

岐阜県農業大学校
校長

小池法佳

岐阜県立森林文化アカデミー
学長

篠田善彦

岐阜県立国際園芸アカデミー
学長

大川猪介

岐阜県立岐阜農林高等学校
(岐阜県内農業関係高等学校長代表)
校長

安藤徳善